

令和8年1月30日

羽後信用金庫

業務改善計画の進捗状況について

羽後信用金庫（理事長 伊藤 正人、以下、「当金庫」という。）は、令和7年3月21日にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）リスク管理態勢に不備があるとして、東北財務局より信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令^{※1}を受けました。

本件につきましては、日頃から当金庫をご支援とご愛顧いただいているお客さま、地域の皆さま、並びに会員の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫は、上記業務改善命令に基づき令和7年4月21日に提出した業務改善計画^{※2}を着実に実行しマネロン・テロ資金供与対策にかかる態勢強化を図ることで、信頼を得られるよう役職員一同全力で取り組んでおります。

本日、業務改善計画にかかる進捗及び改善状況（令和7年12月末基準）を東北財務局へ報告いたしましたのでお知らせいたします。

なお、マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン対応未了事項については、令和7年6月末までに全ての対応を完了しております。

業務改善計画にかかる進捗及び改善状況の概要は、別紙「業務改善計画にかかる進捗及び改善状況」のとおりです。

なお、前回（令和7年9月末基準）^{※4}以降の進捗及び改善内容は、下線にてお示ししております。

<本件に関する過去のリリース>

※1 2025年3月21日「当金庫に対する業務改善命令について」

<http://www.ugoshinkin.jp/pdf/20250321.pdf>

※2 2025年4月22日「業務改善計画の提出について」

<http://www.ugoshinkin.jp/pdf/20250422.pdf>

※3 2025年7月31日「業務改善計画の進捗状況について」

http://www.ugoshinkin.jp/pdf/20250731_002.pdf

※4 2025年10月31日「業務改善計画の進捗状況について」

<http://www.ugoshinkin.jp/pdf/20251031.pdf>

以上



業務改善計画にかかる進捗及び改善状況

(令和7年12月31日現在)

1. マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備

(1) 内部における人材配置

《令和7年4月～令和7年6月》

- 令和7年4月18日付で、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下、「マネロン等対策」という。）担当理事の管理下にマネロン等対策業務を主導するマネロン等対策チーム（以下、「対策チーム」という。）を立ち上げ、専担者を配置することで態勢を強化しました。令和7年6月30日現在、対策チームは担当理事を含め4名の体制としております。
- 上記と合わせ、上記同日付でマネロン等対策の管理・統括部署へ職員を増員し、主管部署の管理態勢を強化しました。
- 対策チームの主動により、ガイドライン対応未了事項については令和7年6月末までに全て対応完了しました。

《令和7年7月～令和7年9月》

- マネロン等対策の専門知識を有する人的リソースの充実を図り、将来へ向けて実効性のある態勢を維持するため、令和7年10月1日付で対策チームへ職員1名を増員することを決定しました。
- 令和7年9月1日付で正職員1名の中途採用（アルムナイ採用※）を行い、マネロン等対策にかかる各部門の業務量及び職員の適性を総合的に考慮のうえ、監査部門へ配置し監査態勢を強化しました。

※アルムナイ採用とは…過去に当金庫を退職した元職員を再び採用することをいい、業務に精通しており即戦力となる利点があります

《令和7年10月～令和7年12月》

- 令和7年11月15日付で対策チームへ1名増員し、マネロン等対策にかかる態勢を更に強化しました。
- なお、令和7年12月31日現在、対策チームは6名の体制としております。

(2) 外部人材の活用

《令和7年4月～令和7年6月》

- 信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫（以下、「信金中金」という。）より、以下のとおりサポートを受け管理態勢の整備に努めております。
- 代表理事（理事長）及び本部各部長で構成するコンプライアンス委員会へ、令和7年4月22日の開催回から信金中金の職員に出席をいただき、ガイドラインの対応必要事項や対策の実効性向上に向けた態勢構築等について知見を高めております。
- また、信金中金の職員には対策チームとの専門部会にも出席いただき、マネロン等対策にかかる実務の詳細部分についても細部に渡り助言をいただいております。

《令和7年7月～令和7年9月》

➤令和7年7月以降も、コンプライアンス委員会及び専門部会へ信金中金の職員に出席をいただいております、構築した態勢を維持するため専門的見地から助言を受けることにより、マネロン等対策の有効性向上に寄与しております。

《令和7年10月～令和7年12月》

➤令和7年10月以降も、引き続きコンプライアンス委員会及び専門部会へ信金中金の職員に出席をいただいております。

信金中金による継続的なサポートにより、マネロン等対策に関し当金庫における意識改革が図られており、規程改正等の態勢整備について自主的な対応が進捗しております。

(3) 人材配置に向けた取組

《令和7年4月～令和7年6月》

➤「働き甲斐のある職場づくり」に努め、企業アピール等のリクルート戦略を強化し、適正な人員・人材の確保を図ります。

《令和7年7月～令和7年9月》

➤人的リソースの最大効率化に向け、様々な事務の見直しを実施し事務効率向上及び事務負担軽減を図り、営業店のマネロン等対策に向ける時間的余裕の創出により職員の注意力を高め、水際対策の強化を図りました。

(4) 職員の知識取得に向けた取組

《令和7年4月～令和7年6月》

➤信金中金が提供するWEB研修教材を活用した研修受講を令和7年7月より開始することを決定しており、役職員のマネロン等対策にかかる知識向上を図り人材を育成します。

➤令和7年10月に予定されるマネロン等対策にかかる資格試験について、資格未取得者全員が受験することを方針決定しており、全部店への有資格者配置を図ります。

《令和7年7月～令和7年9月》

➤信金中金が提供するWEB研修教材を活用した研修を、令和7年9月末までに役職員全員が受講し専門知識の向上を図りました。

➤令和7年10月受験予定のマネロン等対策にかかる資格試験に向け、受験予定者全員に対策テキストを提供し学習を促すなど、資格取得支援を実施しております。

《令和7年10月～令和7年12月》

➤令和7年10月にマネロン等対策にかかる資格試験を受験し、既資格取得者を含め全部店への有資格者配置が完了しました。

2. コンプライアンス委員会におけるマネロン等管理態勢の実効性確保

(1) 本部各部の横断的な取組の強化

《令和7年4月～令和7年6月》

➤令和7年4月以降、コンプライアンス委員会においてマネロン等対策の進捗状況や未対応事項等の内容を詳細に報告・協議しており、委員全員が共有しております。

➤詳細に情報共有することにより、委員からの意見等が増え会議体として活性化が図られており、組織横断的な取組が強化されております。

《令和7年7月～令和7年9月》

➤ガイドライン対応が完了したことを踏まえ、マネロン等対策業務にかかる実務の詳細を共有の上で意見交換を行い、当金庫における営業店のリスクベース・アプローチについて委員全員が認識を深めるなどの取組を実施しております。

《令和7年10月～令和7年12月》

➤引き続き、マネロン等対策は本部各部に及ぶことを経営陣及びコンプライアンス委員全員が認識し、コンプライアンス委員会での議論以外にも日常的に意見交換を行うなど組織横断的な態勢が定着し常態化しております。

(2) 外部人材の活用について

《令和7年4月～令和7年6月》

➤前項1.(2)のとおり信金中金の職員にオブザーバーとして参加いただいております。専門的見地から意見・助言をいただくことによりマネロン等対策に対する委員の理解が深まり議論が活性化し、広範に渡り対応が求められるマネロン等対策業務において組織横断的な連携に繋がっております。

(3) コンプライアンス委員会の実効性確保

《令和7年4月～令和7年6月》

➤コンプライアンス委員会には代表理事（理事長）を含む常勤理事4名が参加しており、マネロン等対策にかかる報告や進捗状況、問題点等について詳細に把握し対応を指示するなど、経営陣が深く関与することで実効性を確保しております。

《令和7年7月～令和7年9月》

➤営業店におけるマネロン等対策の実務について経営陣の認識を共有し、営業店の実態を確認の上で効率的な作業に向けた助言を行っております。

《令和7年10月～令和7年12月》

➤コンプライアンス委員会において議論を行いマネロン等対策の有効性検証にかかる規程等を改正し、営業店臨店検証の結果を踏まえた個別具体的な営業店指導に繋がっております。

3. 責任の所在の明確化及びガバナンスの強化

(1) 責任の所在について

《令和7年4月～令和7年6月》

➤業務改善計画に記載のとおり。

(2) 責任の明確化

《令和7年4月～令和7年6月》

➤業務改善計画に記載のとおり。

(3) ガバナンスの強化について

《令和7年4月～令和7年6月》

➤令和7年6月13日の総代会において役員が改選され、新たに伊藤理事長が就任したほか、常勤理事が3名から5名へ増員となりました。

常勤理事の増員により、担当部署を分担することで業務の細部まで実態把握が可能となり、担当各部署での協議を円滑に行うとともに、コンプライアンス委員会や最終的な決議を行う常務会への報告・相談等が適時かつ適切になされ、それにより経営陣が方針決定や指示等に積極的かつ主導的に関与することでガバナンス強化が図られております。

《令和7年7月～令和7年9月》

➤常勤理事の増員、担当部署の分担により本部各部への主導的関与の度合いが高まり、営業店への適時な方針や指示の伝達等を実施しております。

《令和7年10月～令和7年12月》

➤経営陣による日常的な意見交換や、常務会及びコンプライアンス委員会での活発な議論が常態化しており、適時適切な意思決定が図られ施策の速やかな実施を実現しております。

以上